高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第１号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年１月９日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

１．企画割引「2018静岡ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　首都圏発着（観光施設提携型）①

⑶イに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復（茅ヶ崎海岸インターチェンジと西湘二宮インターチェンジを連続して通行する場合は中日本高速道路株式会社が管理する高速道路を経由しない場合を含む）し、かつ、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）

②　首都圏発着（観光施設提携型）②

⑶イに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復（茅ヶ崎海岸インターチェンジと西湘二宮インターチェンジを連続して通行する場合は中日本高速道路株式会社が管理する高速道路を経由しない場合を含む）し、かつ、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

③　首都圏　小田原・西湘周遊（観光施設提携型）

⑶イに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

④　首都圏発着（観光施設提携型）③

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑤　首都圏発着（観光施設提携型）④

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ロに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑥　名古屋発着（観光施設提携型）①

⑶イに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷①ニに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑦　名古屋発着（観光施設提携型）②

⑶イに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷①ホに定める区間内のインターチェンジから⑷②ハに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ハに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑧　名古屋発着（観光施設提携型）③

⑶イに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷①ニに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ニに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑨　名古屋発着（観光施設提携型）④

⑶イに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷①ホに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、かつ、⑷②ニに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑩　名古屋　静岡中部周遊（観光施設提携型）

⑶イに定める期間のうち連続する１日間以内に、⑷②ホに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普通車
首都圏発着（観光施設提携型）①	2,500円	3,000円
首都圏発着（観光施設提携型）②	1,900円	2,300円
首都圏　小田原・西湘周遊（観光施設提携型）	1,400円	1,700円
首都圏発着（観光施設提携型）③	4,600円	5,700円
首都圏発着（観光施設提携型）④	4,100円	5,100円
名古屋発着（観光施設提携型）①	3,600円	4,500円
名古屋発着（観光施設提携型）②	3,000円	3,800円
名古屋発着（観光施設提携型）③	3,100円	3,800円
名古屋発着（観光施設提携型）④	2,500円	3,000円
名古屋　静岡中部周遊（観光施設提携型）	1,300円	1,600円

⑶　実施する期間

イ　平成30年１月10日から平成30年12月21日まで（ただし、会社が別に定める日を除く）。

⑷　適用区間

①　発着エリア

イ　首都圏発着（観光施設提携型）①③

中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの区間、第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜青葉インターチェンジまでの区間及び一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の八王子西インターチェンジから相模原インターチェンジまでの区間。

ロ　首都圏発着（観光施設提携型）②

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）の相模原愛川インターチェンジから第一東海自動車道の海老名インターチェンジまでの区間及び第一東海自動車道の綾瀬スマートインターチェンジ（供用開始されていない場合は、横浜町田インターチェンジとする）から横浜町田インターチェンジまでの区間。